特 定 建 設 作 業 工 程 表　（記入例）

作業期間：令和　４年１０月　１日 ～ 令和　４年１０月３０日

規制対象				建設作業 ＼ 月 日	12/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
騒音	騒音規制法令	県条例	1	くい打機、くい抜機を使用する作業（アースオーガーと併用する作業を除く）																															
			2	びょう打機を使用する作業																															
			3	さく岩機を使用する作業																															
			4	空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）																															
			5	コンクリートプラント等を使用する作業																															
			6	バックホウを使用する作業																															
			7	トラクターショベルを使用する作業																															
			8	ブルドーザーを使用する作業																															
	県条例		6	建造物を動力、鉄球等で解体破壊する作業																															
			7	コンクリートミキサー車等を使用する作業																															
			8	コンクリートカッターを使用する作業																															
			9	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ、ﾊﾞｯｸﾎｳ等での整地又は掘削作業																															
			10	ロードローラー、てん圧機等を使用する作業																															
振動	振動規制法	県条例	1	くい打機、くい抜機を使用する作業																															
			2	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業																															
			3	舗装板破砕機を使用する作業																															
			4	ブレーカーを使用する作業（手持ち式を除く）																															

備　　考

１．作業時間はAM９：００～PM５：００までの８時間／日です。

２．くい打機を使用する作業の実働時間はAM１０：００～PM３：００までの５時間／日です。